

○「コンピュータ西暦二〇〇〇年問題」への対応について（一九九九年一月一日等に生じる可能性のある問題について）

（平成一〇年一二月一四日）

（経第七八号・医薬審第一二〇一号・医薬安第一四六号・医薬監第二二一号）

（各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省健康政策局経済課長・厚生省医薬安全局審査管理課長・厚生省医薬安全局安全対策課長・厚生省医薬安全局監視指導課長通知）

「コンピュータ西暦二〇〇〇年問題」（以下「二〇〇〇年問題」という。）については、これまでも貴管下関係業者への対応方煩わしているところである。

この二〇〇〇年問題に関連し、コンピュータ言語の一つである「COBOL」などを使用して過去に作成されたプログラムの中には、「九九」という数字を、データの終わり又は日付の未確定など年以外の特別の意味として使用する場合があります、このような限られた場合において、一九九九年一月一日以降にデータ入力ができない又はコンピュータの誤作動等が発生する可能性について指摘されている。（別添一参照）

二〇〇〇年問題への対応の過程で、こうした問題も含め、適切に対応されているものと思料するが、当問題を含め、日付データの入力によって二〇〇〇年問題と同様の問題が発生する可能性のある日付（一九九九年九月九日や二〇〇〇年二月二九日（閏日）等のいわゆる「クリティカル・デイト」。）の問題に関する対応にも万全を期すよう、貴管下の医療用具製造（輸入販売）業者等であって別添二に記載のない者に対し、早急な周知徹底方お願いする。なお、念のため、米国陸軍の技術統合センターにおいて把握されている「クリティカル・デイト」の一覧を添付する。（別添三参照）

また、厚生省ホームページ（<http://www.mhw.go.jp>）においては、「厚生省におけるコンピュータ西暦二〇〇〇年問題への取組みについて」を開設し、収集した情報について提供しているので、この点についても併せて周知方お願いする。

なお、本通知の写しを日本医療機器関係団体協議会、在日米国商工会議所医療機器小委員会、欧州ビジネス協議会医療機器委員会、日本製薬団体連合会及び社団法人日本医薬品卸業連合会（以下「関連団体」という。）の長並びに財団法人医療機器センター理事長あてに発出しており、医薬品製造（輸入販売）業者等及び別添二に記載のある医療用具製造（輸入販売）業者等に対しては関連団体を通じて周知徹底方願うことを申し添える。

別添一～三略